



# 月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番  
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.1.13 No. 3145

# 1・18全乗務員のストへ

1・18全乗務員のストへ

JR東日本・JR貨物は

## 本州清算事業団の

## 募集も行え!

昨年十二月二日から、政府清算事業団職員雇用対策本部の方針にもとづく、「再就職先」の提示が、清算事業団の仲間に対して行われていた(一月二日ま)でおこなわれる。同時に、JR東日本、貨物などに、JR東日本、貨物などに

### この組合所属による差別を許すな

一月九日午前九時半ごろ、千葉運転区で前代未聞の出来事が発生した。JR東労組役員で革マル分子である永島則之(三〇才)が出発点呼の途中、当直助役の胸グラをつかみながらメモはじめ、手にしていた携帯時刻表をなげつけて、乗務をほうり出して点呼途中で帰宅してしまっただけである。もちろん出勤点呼は終了している。千葉運転区当直は、やむなく指導員を手配し、列車の運行だけは確保した。

しかし、おどろくべきことに、千葉運転区当局は、このような職場放棄、乗務拒否、点呼時の暴力行為などが、抗議行動を行った永島を呼び出し、仕業途中から乗務させたのである。

もしこのようなことを勤労千葉や国労の組合員がやったら、直ちに乗務停止はもとより、処分だ。クビだ。と大騒ぎになっているはずである。

勤労千葉は、一月十二日、あきらかな組合所属による差別に対し、団体交渉の席

上追及した。しかし、当局はなんと、すでに三日もたつのに、「勤務変更ができていたかどうかかわからない」「どちらにミスがあったかわからない」「事実関係がわからない」と逃げまわっている。

浜野支部長に対しては、事実を確認せず、理由も告げずに直ちに乗務停止した。にもかかわらず、この対応は一体何なのか! われわれは、このような悪くどい癒着を断じて許すことはできない。(詳細別途)

申7号、申8号で申し入れ(12月27日)

勤労総連合申第8号  
1989年12月27日

日本貨物鉄道株式会社  
代表取締役社長 橋元 雅司 殿

勤労総連合申第7号  
1989年12月27日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 住田 正二 殿

国鉄動力車労働組合総連合  
中央執行委員長 水野 正美

清算事業団配属者の雇用確保について

1987年4月1日、勤労千葉でJR東日本への採用を希望した11名の清算事業団への配属は、JR東日本への採用希望者が定員を下回る中で、労働処分を理由にされたものであり、極めて不当なものであった。

「法律第91号」の期限を目前に控え、国鉄清算事業団雇用対策本部が「

定し、本州地区の清算事業団職員については門戸を閉ざしたままである。そもそも本州JR各社(貨物も)分割・民営化時点で予定人員を割り込んだ欠員状態で出発した。ところが、本人の強い希望にもかかわらず、JR各社に採用しなかったのは、JR総連(鉄道労連)革マルが「勤労千葉や国労を採用するな」と申し入れ、国鉄・設立委員会・JRはJR総連と一体となり、なんの理由もなく手前勝手な「基準」を設け、不当・不法な選別・排除を行ってきたのである。ストや職場闘争で不当な労働処分を強行し、それを口実にJRから排除し、さらに清算事業団からも「解雇」しようとしている。こんなことが許されていいのか!

すでに国労の取り組んだ地労委闘争では「清算事業団への選別・排除は不当労働行為であり、希望会社に採用せよ」という救済命令が続々と出されている。

勤労総連合は、十二月二七日、JR東日本及び貨物に対し、本州清算事業団も募集対象に加えること。清算事業団に対してはJR東日本、貨物に強く雇用要請を行うよう申し入れを行った。本州清算事業団の切り捨てを許さず、原地原職奪還へ。

一・一八ストは、清算事業団闘争勝利を始めとする一・一三闘争の勝敗がかかった第一波の重要な闘いだ。全組合員の総決起で闘おう。